

令和4年3月

お客さま各位

柏崎信用金庫

## 預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「未利用口座管理手数料の新設」および「一定金額未満の普通預金口座等解約手続きの印鑑レス化」に伴い、下記規定を改定いたします。

なお、改定後の規定につきましては、規定改定前よりお取引のあるお客様にも適用いたします。

### 記

#### 1. 対象となる規定

- ・ 普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- ・ 総合口座(無利息型総合口座を含む)規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定

#### 2. 改定日

令和4年4月1日(金)

#### 3. 主な改定内容

(1)「普通預金規定」「総合口座規定」「貯蓄預金規定」

○ 改定後

(解約等)(未利用口座管理手数料の取扱い)の条文に下線部分を追加、変更します。

(解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等を求めることがあります。

(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。

(未利用口座管理手数料の取扱い)

(1) 「未利用口座」とは、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項に定める未利用口座手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座をいいます。

(2) 未利用口座には、当金庫が別途定める未利用口座管理手数料がかかります。

(3) この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によ

らずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。

(4) この預金口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約することができるものとします。

(5) 引落としとなった未利用口座手数料についてはご返却いたしません。また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用はできません。

(2)「納税準備預金規定」

○改定後

(解約等)の条文に下線部分を追加、変更します。

(解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等を求めることがあります。

(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。

○ 改定後の規定はこちらからご確認ください。

以上